

平成25年度認知症高齢者支援の取組みについて

平成25年6月

大阪市 福祉局 高齢福祉課

平成25年度 認知症高齢者支援の取組みについて

～地域における医療と介護の連携を中心として～

認知症等高齢者支援地域連携事業

認知症にかかる地域医療体制構築の中核的な役割を担う認知症サポート医と日頃から受診する診療所等の主治医（かかりつけ医）と地域包括支援センターを核として、各区における認知症高齢者支援ネットワークづくりを進めてきた事業を統合し、引き続き連絡・相談会の場を設け、認知症サポート医との連携体制を継続的に深めるとともに、その内容を関係機関・市民等に周知するため啓発事業を行う。

認知症医療支援事業

(1) かかりつけ医認知症対応力向上研修事業

かかりつけ医に、適切な認知症診断の知識・技術などの習得に資する研修を実施することにより、認知症サポート医の連携の下、地域包括支援センターなどの関係機関と連携を図るなど、医療と介護が一体となり認知症の人への支援体制の構築を目指す。

(2) 認知症サポート医養成研修

各区2名の認知症サポート医の配置を維持するため、養成を行う。

(3) 認知症サポート医フォローアップ事業

認知症サポート医などの連携強化を図るとともに、認知症サポート医のフォローアップ研修等を実施し、認知症の人への支援体制の充実・強化を図る。

(4) 認知症地域医療支援研修事業（拡充）

市内の基本保健医療圏（4圏域）ごとに、過去にかかりつけ医認知症対応力向上研修等を受講したかかりつけ医等を対象に、認知症の早期段階でのケアマネジャーや地域包括支援センターとの連携、介護サービスに関する知識、権利擁護制度など、地域の認知症介護サービス諸機関との連携の強化につながる内容の研修を実施する。かかりつけ医の認知症支援体制への参画により、医療と介護・福祉の地域連携が強化され、認知症支援体制が構築される。

認知症緊急対応事業（拡充）

在宅の認知症高齢者が、BPSD（暴力行為・異食行為など）が強く出ることにより、在宅での生活が困難となった場合に専門医療機関での緊急的一時入院を行う。認知症高齢者の緊急時の入院受け入れ先の調整・確保は非常に困難であるため、事前に認知症の治療が可能な専門医療機関と契約を行い病床の確保を行う。また、本事業が認知症地域ケアの一環としての最終的なセーフティーネットとなることで、認知症高齢者が安心して在宅生活を送ることが可能となり、家族・介護者の精神的負担も軽減される。

認知症対策連携強化事業

認知症疾患医療センターとして指定された3病院（大阪市立弘済院附属病院、ほくとクリニック病院、大阪市立大学医学部附属病院）と、地域包括支援センター（65箇所）との連携を図るため、市内を3エリアに分割して認知症地域支援推進員と囑託医（認知症サポート医）を配置し、地域における医療と介護・福祉の連携体制の更なる強化を図る。

認知症介護研修事業

介護を提供する事業所を管理する者や実務者等に認知症高齢者の介護に関する専門的な研修を実施することにより、認知症高齢者の介護サービスの技術向上を図る。

認知症高齢者支援ネットワークへの専門的支援事業

大阪市立弘済院が認知症の専門医療機能と専門介護機能の一体的な提供によりこれまで培ってきたノウハウを活用し、医療職員等へ専門的技術や知識を研修等を通じて伝達する。

高齢者相談支援サポート事業

(1) 相談支援事業

地域包括支援センター等に対して、認知症をはじめ、複合的な課題を抱える対応の難しい個別具体事例への支援方法について、専門的かつ総合的な助言・指導を行う。

(2) 認知症サポーター等養成事業

認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指す。また、認知症サポーターの講師役となるキャラバンメイトを養成する。